

諸報告資料

(平成26年門真市教育委員会第10回定例会)

門真市教育委員会

東大阪大学及び東大阪大学短期大学部との連携協力に関する協定の締結について

1. 平成26年10月7日 東大阪大学及び東大阪大学短期大学部と門真市教育委員会との連携協力に関する協定を締結

2. 大学連携のメリット

○教育委員会側・・・学生の持つ知識や若い行動力の活用

大学の専門知識の活用

○大学側・・・・・・・・学生の社会経験の場の充実

大学の社会的評価の向上など

3. 連携大学

○市との連携大学

- (1) 学校法人大阪国際学園（平成24年9月3日 包括連携協定締結）
- (2) 学校法人常翔学園摂南大学（平成25年2月19日 包括連携協定締結）
- (3) 大阪樟蔭女子大学（平成26年2月7日 包括連携協定締結）

○教育委員会との連携大学

- (1) 関西外国語大学（平成20年7月7日 連携協力に関する協定締結）
- (2) 大阪大谷大学（平成25年3月6日 連携協力に関する協定締結）
- (3) 大阪総合保育大学（平成25年8月26日 連携協力に関する協定締結）
- (4) 東大阪大学及び東大阪大学短期大学部（平成26年10月7日
連携協力に関する協定締結）

門真市教育委員会と東大阪大学との連携協力に関する協定書

門真市教育委員会（以下「甲」という。）と東大阪大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携協力し、新たな学びの場を創造することにより、教育上の諸課題等への適切な対応力の育成や、甲乙の教育・研究等の充実及び発展に資することを目的とする。

（実施機関）

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙との間で実施する。

（内容）

第3条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質向上のための研修を充実・推進すること
- (2) 学生等による学校園教育活動への支援を推進すること
- (3) 学生等による教育実習に関すること
- (4) 教育現場のニーズに応える教員の養成を推進すること
- (5) 教育上の諸課題に対応した調査・研究を推進すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

（実施方法）

第4条 甲と乙が連携協力するにあたっては、学生等の受け入れ、教職員の派遣及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

（経費負担）

第5条 甲と乙が連携協力して行う事業の実施に要する経費の負担については、各々の事業ごとに双方が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了日の30日前までに、甲と乙のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補足）

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を保有する。

平成26年10月7日

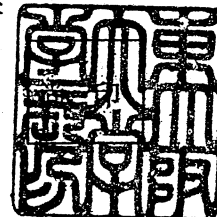
甲 門真市中町1番1号
門真市教育委員会

教育長 三宅 奎



乙 東大阪市西堤学園町3丁目1番1号
東大阪大学

学長 一色



門真市教育委員会と東大阪大学短期大学部との連携協力に関する協定書

門真市教育委員会（以下「甲」という。）と東大阪大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携協力し、新たな学びの場を創造することにより、教育上の諸課題等への適切な対応力の育成や、甲乙の教育・研究等の充実及び発展に資することを目的とする。

（実施機関）

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙との間で実施する。

（内容）

第3条 甲と乙が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質向上のための研修を充実・推進すること
- (2) 学生等による学校園教育活動への支援を推進すること
- (3) 学生等による教育実習に関すること
- (4) 教育現場のニーズに応える教員の養成を推進すること
- (5) 教育上の諸課題に対応した調査・研究を推進すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

（実施方法）

第4条 甲と乙が連携協力するにあたっては、学生等の受け入れ、教職員の派遣及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

（経費負担）

第5条 甲と乙が連携協力して行う事業の実施に要する経費の負担については、各々の事業ごとに双方が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了日の30日前までに、甲と乙のいずれからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補足）

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を保有する。

平成27年10月7日

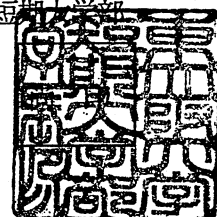
甲 門真市中町1番1号
門真市教育委員会

教育長 三宅 奎



乙 東大阪市西堤学園町3丁目1番1号
東大阪大学短期大学部

学長 一色



門真市立学校教職員人事基本方針

平成9年10月23日制定
門真市教育委員会

豊かな人間性をはぐくむ学校教育を展開し、21世紀を担う人材育成を推進するために、下記の事項に重点をおいて適正な人事を行う。

- 1 各学校の教育目標の達成を図るため、全市的視野に立ち、適材を適所に配置する。
- 2 児童・生徒数の増減及び各学校の実情を踏まえた適切な定数管理のもとに、計画的に人事異動を行う。
- 3 教職員としての経験を豊かにし、力量を高めるため、広域異動、校種間異動等の交流人事を積極的に進める。
- 4 教職員の新規採用については、豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材の確保に努める。
- 5 校長・教頭等については、その職責にふさわしい高い識見と指導力を備えた人材を登用する。
- 6 人事の刷新を図るため、退職勧奨制度の趣旨の周知に努める。

平成27年度門真市立学校教職員人事は、「門真市立学校教職員人事基本方針」に基づき、次の事項に重点をおき、計画的に行うものとする。

1 教職員の人事について

(1) 過欠員の調整

児童・生徒数の増減等に基づく定数事情を勘案の上、市町村間の広域異動及び配置換（以下「異動等」という。）を行い、効率的な過欠員の調整を図る。

(2) 教職員構成の適正化

- ① 各学校における教職員の構成については、年齢別、性別、担当教科別等を勘案するとともに、各分野の推進力となる教職員を適正に配置するよう留意する。
- ② 「大阪府人権教育推進計画」・「人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、同和教育、支援教育、在日外国人教育等、人権尊重の教育を推進する人材を学校の実情に応じて配置するよう考慮する。

なお、在外教育施設等の派遣経験者や様々な人事交流の経験者の配置については、それぞれ経験した教育活動が活かされるよう配慮する。

(3) 異動及び配置換の推進

- ① 教職員の異動等については、教職員構成の適正化に基づき、学校運営体制の確立と教育改革推進のため適正に行う。その際、校長の意向を十分考慮する。
- ② 異動対象者は原則として、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については6年を上限とし、それ以外の者で、現任校に6年以上勤務する者については、8年を上限として計画的に異動等を行う。
- ③ なお、必要に応じて、勤務年数にかかわらず計画的に異動等を行う。
- ④ 異動等を行うに当たっては、市町村間及び異なる校種等、様々な人事交流を積極的に推進する。

なお、広く人材を求め、研究学校への配置等、学校の活性化を推進するための異動を行う。

- ⑤ 新規採用教員については、資質向上の観点から、適正な配置となるよう考慮する。

2 校長及び教頭の人事について

(1) 校長及び教頭の異動等

学校運営上の能力等を十分考慮するとともに学校の実情を勘案の上、「魅力ある学校づくり」を推進するため、適材を適所に配置する。

(2) 校長及び教頭の任用

- ① 優れた人材を広域的に任用するため、各選考要領に基づき適正に選考を行う。
- ② 校長及び教頭の任用については、候補者名簿に登載された者の中から、年齢、経歴にとらわれることなく、若手の登用を心がけ、学校の実情、本人の特性等を考慮して行う。
- ③ 女性教職員の管理職任用を、積極的に推進する。

3 女性教職員の人事について

- (1) 女性教職員を、学校運営の中心的な役職に任用するよう考慮をばらうものとする。
- (2) 女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。

4 教職員の退職について

年度末に退職する教職員の退職手当に関する優遇措置の適用については、その趣旨の周知徹底を図る。

門真市立学校教職人事取扱要領の一部を改正する要領

門真市立学校教職員人事取扱要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 教職員の人事について (3) 異動及び配置換の推進 ② <u>異動対象者は原則として、新規採用後、同一校に4年以上勤務する者については6年を上限とし、それ以外の者で、現任校に6年以上勤務する者については、8年を上限として計画的に異動等を行う。</u>	1 教職員の人事について (3) 異動及び配置換の推進 ② <u>原則として、現任校に3年以上勤務する者を対象とし、現任校における勤務年数8年（新規採用者については6年）を最終として計画的に異動等を行う。</u>

附 則

この要領は、平成26年 月 日から施行する。

門教生第3042号
平成26年11月13日

門真市立公民館運営審議会 様

門真市立公民館長

門真市立公民館及び門真市立文化会館における
民間活力の活用について（諮問）

門真市立公民館及び門真市立文化会館において、各種の事業の企画実施を充実させるため民間活力の活用を図ることについて、社会教育法第29条第2項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成27年度門真市立幼稚園児再募集要項

1. 応募資格

- (1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。
- (2) 4歳児（2年保育）
平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれた幼児
- (3) 5歳児（1年保育）
平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に生まれた幼児
- (4) 幼児の通園は、保護者が責任をもって送迎できること。
※通園バスを利用する場合は、バス停までの送迎が必要。

2. 募集人数（門真市立幼稚園の管理運営に関する規則第2条）

幼稚園名	募集人数		所在地	電話
	4歳児 (定員)	5歳児 (定員)		
南幼稚園	40人程度 (60人)	40人程度 (70人)	千石西町13番8号	072-882-3330
大和田幼稚園	20人程度 (60人)	30人程度 (70人)	大橋町5番21号	072-883-3325

※5歳児の募集人数は、定員から4歳児在園数を引いた数。園児数の変動によって、募集人数も変動します。

3. 入園願書等の交付

- (1) 交付期間 平成26年11月4日（火）から募集人数に達するまで
午前9時から午後4時まで
※土・日・祝日を除く
- (2) 交付場所 入園を希望する市立幼稚園

4. 入園願書等の受付

- (1) 受付期間 平成26年11月4日（火）から募集人数に達するまで
午前9時から午後4時まで
※土・日・祝日を除く
- (2) 受付場所 入園を希望する市立幼稚園
・願書を受理したときに「入園願書受理票」を交付する。

5. 入園の決定

- (1) 園長は、入園願書等の審査・その他必要な調査を行い、入園を決定する。
- (2) 園長は、保護者に対し「入園許可書」を交付する。

6. 内定通知

- (1) 通知時期 随時
- (2) 通知方法 内定書を保護者に郵送

7. 入園許可説明会

- (1) 日時 (南幼稚園) 平成 27 年 1 月 22 日 (木) 午後 2 時 30 分 予定
(大和田幼稚園) 平成 27 年 1 月 23 日 (金) 午後 2 時 30 分 予定
- (2) 場所 入園を希望する市立幼稚園

8. 時間外教育

通常の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。
詳細は、「時間外教育実施のお知らせ」を参照。

- (1) 時間 月曜日から金曜日 午後 5 時まで
- (2) 申請方法 4 月以降に在園する幼稚園に直接申請

9. 通園バス

一部の地域で通園バスを運行。詳細は、「通園バス運行のお知らせ」を参照。

10. 費用等

保育料等	未定
諸経費	月額 1,500 円 (絵本代や材料費など) のほか、遠足費用などが別途必要。 入園当初には、用品費 (帽子、かばん、上靴、スモック、その他の保育用品費) が別途必要。
時間外教育に係る利用料 (希望者のみ)	1 月を単位に利用する場合 月額 5,000 円 1 日を単位に利用する場合 [月・火・木・金] 日額 300 円 [水・短縮期間] 日額 500 円
通園バス使用料 (希望者のみ)	月額 3,000 円 (往復)

11. 特記事項

- (1) 園児再募集については、広報かどま 11 月号と、11 月初旬に市ホームページに掲載予定。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成 27 年度から保育料等が変更となる場合があるが、現段階では未定。保育料等が決定次第、広報・ホームページで保護者に周知のうえ、入園許可説明会で説明する。
- (3) 園児保護者には、「入園願書」「平成 27 年度市立幼稚園児募集案内 (再募集用)」「時間外教育実施のお知らせ」「通園バス運行のお知らせ」を配布する。

平成 27 年度門真市立幼稚園児再募集について

募集人数の詳細

幼稚園名	年齢	定員数	4歳児在園数	入園予定者数	再募集人数
南幼稚園	4歳児	60人	—	16人	44人
	5歳児	70人	23人	4人	43人
大和田幼稚園	4歳児	60人	—	34人	26人
	5歳児	70人	32人	1人	37人